

事務連絡  
平成26年7月1日

各都道府県市区町村担当課長  
各都道府県教育員会人事担当課長  
各政令指定都市人事担当課長  
各政令指定都市教育委員会人事担当課長

殿

総務省自治行政公務員部福利課長

文部科学省初等中等教育局財務課長

地方公共団体が設置する新幼保連携型認定こども園職員に  
係る組合員資格の取扱いについて

新幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）については、教育基本法に基づく「学校」、「児童福祉施設」及び「第二種社会福祉事業」の法的位置付けを持ち、学校教育と保育を一体的に行う単一の施設として制度化されたものです。

地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区等）が設置する新幼保連携型認定こども園に勤務する園長、副園長、教頭、保育教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の職員は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項第2号に規定する「公立学校の職員」に該当することとなり、基本的には公立学校共済組合に加入することになります。

従って、新幼保連携型認定こども園への移行（既存の幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が新幼保連携型認定こども園に移行する場合を含む。）に当たっては、共済制度間の異動の手続を行う必要が生じる場合があります。本制度改正に係る法の施行につきましては、平成27年4月が予定されていますので、各位におかれては、十分に御了知の上、その運用に遺漏のない

よう、御配慮願います。

なお、各都道府県の市区町村担当課にあつては、貴都道府県内の市区町村並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対して、各都道府県の教育委員会人事担当課にあつては、貴都道府県内の市区町村教育委員会に対して、それぞれその旨を周知いただきますようよろしくお願ひします。

**【連絡先】**

総務省自治行政局公務員部福利課

担当：佐藤、福島

電話：03-5253-5557

文部科学省初等中等教育局財務課

担当：谷川、小坂

電話：03-6734-3747

# 公立新幼保連携型認定こども園職員に係る組合員資格の取扱いについて

## ＜現行制度＞

認定こども園制度は、幼稚園・保育所の認可制度を前提としており、「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」又はその組み合わせで構成されている。

→ 認定こども園で働く職員は、「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」のいずれかにそれぞれ所属し、その所属先の区分に応じた共済制度に加入している。

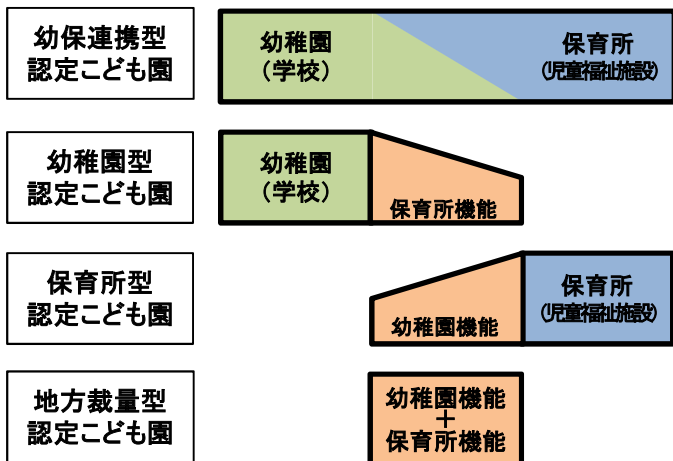
## ＜新制度＞

新幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設となるため、「幼稚園部分」「保育所部分」「認可外保育施設部分」といった区分はなくなる。なお、その他3類型の取扱いは現行どおり。

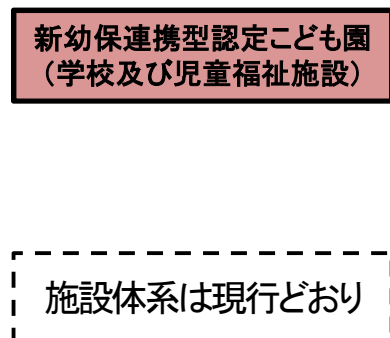
→ 新幼保連携型認定こども園で働く職員は「新幼保連携型認定こども園」に所属することとなり、公立学校共済組合に加入することが基本となる。

## 認定こども園制度改正のイメージ

### ＜現行制度＞



### ＜新制度＞



## 職員が加入する共済制度

